資 料 ２

北海道私立学校審議会審査に係る一般的なスケジュール

時　期		全学種共通	幼稚園		高等学校・専修学校等
		・収容定員の減 ・設置者の変更 ・学校廃止など	・収容定員の増	・幼稚園新設 ・収容定員の増 （増改築が伴う場合）	・学校新設 ・学科・課程の設置、目的変更、収容定員の増　（増改築が伴う場合）
計画	前々年度の９月末まで			計　画　書　提　出	
				（　計　画　内　容　審　査　）	
	［高校・専修学校等］ 前々年度の１１月又は２月				私学審議会 （計画の可否を諮問）
	［幼稚園］ 前々年度の２月又は前年度６月			私学審議会 （計画の可否を諮問）	（計画可否を相手方に通知）
				（計画可否を相手方に通知）	
				計画が了承された場合	
認可	前年度の９月末まで	認　可　申　請			
		（　申　請　内　容　審　査　）			
		（新設施設など必要に応じて現地調査）			
	前年度の１１月又は２月	私学審議会（認可の可否を諮問）			
		（認可可否を相手方に通知）			
当年度４月		認　可　事　項　実　施			

私立学校審議会への諮問事項

区　　分	事　　項	対象となる私立の学校等
学校に関する事項	学校の設置・廃止 設置者の変更 閉鎖命令	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校
	収容定員に係る学則の変更	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校
	学科、全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止 広域の通信制の課程に係る学則の変更	高等学校、中等教育学校（後期課程）
	小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止 高等部における通信教育の開設・廃止	特別支援学校
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止 目的の変更	専修学校
学校法人に関する事項	１　収益事業の種類の定め ２　寄附行為の認可 ３　寄附行為の補充 ４　解散事由の認可又は認定 ５　収益事業の停止命令 ６　学校法人の解散命令 ７　組織変更の認可 ８　収容定員超過の是正命令 ９　予算の変更勧告 10　役員の解職勧告	
その他	無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令 審議会委員の解任	